

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、かつの土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定に基づき、公告する。

令和6年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名

鹿角市十和田末広字上屋布35番地1

石 川 善 衛